

第1. 設問1 に于て、

打、飯の救済を以て、軍用停戦の申し出を以て、本件裁決の趣意の停止
行新法 29 条により準用される 25 条 2 項) に準じらるべき。ok.

第2. 説明 21.712.

(1) 本件におい、請求取消言旨は「提尺」で済む。以上、言旨要件は充足可能な様子が。

2. (1) 原告適格 (2012. / 折基準 1 書 C)

P. まづ、P に α 2 種が格入する。P は 2 中の 1 部であり、本件施設より
1.5 中あたりの高さに漏れに ^{腐蝕} 腐蝕が有るもの。

本件訴訟は、本件許可が「取消」ものであるが、本件取消の

要件である廃掃法19条9号から12条に「周辺住民の健康被害」の
 防止に關する文言を明文化して欲しい。なぜ本件許可事案の要件
 である「廃掃法19条2項2号」を以て、「周辺地域に生活環境の
 保全に許可を課しているに過ぎない」とする。また「~~また~~ 廃掃法19条2項

や両河沿いの条子垣などからとれり。さらに、鹿藿柳の皮や根及び
落葉に開孔の虫食痕を認め見たり（以下、「落葉に虫食痕あり」）11条の2
第1号から見た同地地域の生態環境に異なりは認められ」といふ
文章からとれり。

このように、事件評取の市の規程の規定により保護下に利益を
負う者は、事件裁決取消評取の原告適格の解を失ふ。

1. これを本件にしてみると、要するに、本件が新田村界と同一のものである。

産業廃棄物を処理施設に設置することにより、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に与える影響を減少させるものである。（龍溪湖規則11条の2）

2. 目的
答. ① 本市特等施設から1.5キロメートル以上離れたところから
本市施設に利用健康相談等の利用がなされるおそれがあることを考慮し
て。そして、上記2の調査の対象となつた地域は、大員汚染

に下、本件計画地内から2キロメートルの範囲であるが、1.5キロメートルの範囲内といふのは、大層汚染に利用が望ましいとされている。

あるといふ。 廢掃法上の利益と個別の利益とを保護

⑦. しにがつて、Pは、大気質におよび周辺環境の生活環境に最も影響
及ぼされおそれる箇所にあり、根拠段の現象におよび保護費に
およぼすおそれる箇所にあり、原告請求の各箇所に影響を及ぼす。

子、次に、 θ について検討可也。 θ は、本件施設設計の3次元上の幾何形状に所与の位置に於いて、本件施設設計の3次元上の幾何形状に所与の位置に於いて、幾何学的に決定される。

手、3キロメートル離れた自宅において健康被害を主張し、
 原告適格を争うとは、言い難いといえる。また、農業と関与の
 点について、原告は「農業に^{使用}する水について、工場~~等~~又は地中
 (廃棄物~~等~~処理規則(第12条第1号)の汚染により直接被害を
 受ける可能性がある」と答えている。しかし、「生活環境」という点
 農業被害及び含するものも解するものではないと主張している。

さらに、夜通車改革の推進の対応と可成り増大の万が一の
あはれを告ぐというが、雪子司馬事件についてのうは夜通車推進にがらる

第 問

利益を保護する趣旨はみえられない。そして、交通被害は
本件施設から通常の、必然的に生じるものといえる。
よ、以上のことから、Pは原告たるべき旨が認められない。
(2) 訴えの客観的利益について。
本件判決により、本件取消処分が取消され、本件許可処分が有効と
なり得る。そのため、本件許可処分が有効と認められる。また、本件
会社Aが製造している、~~産業廃棄物の一般廃棄物の廃油、廃プラスチック類~~
~~産業廃棄物の燃焼残渣等が製造工程で発生する~~等の
訴えの利益が認められると認められる。
そのため、訴えの客観的利益は認められる。
(3) 出訴期間について。
行政訴訟4条1項によれば、主観的出訴期間は6か月(同条1項)と
なり、客観的出訴期間は1年である(同条2項)。
これを本件に当てはめると、本件判決がなされたのは、平成25年(月)
25日であり、Pが本件判決を知ったのは、平成26年(月)である。その
ため、6か月(年)を過ぎている。
したがって、出訴期間を認められない。
(4) 被告適格について。
行政訴訟1条1項2号によれば、判決の取消の訴えは被告官庁
当該判決をした行政庁が被告となる(同条1項)とあり、被告適格である。
また、本件に於いては、本件判決をした環境庁が被告となる。
よ、よ、本件において、Pは原告たる旨が認められる。以上

第 問

第1、⁴⁵ 兩の罪竟に7いて、

2. (1) 現、前出P県庁人事委員会事務局任用課に所属する専任職員
 2名に、1名を「正職員」といふ。 /

よ、1900年といふ利権を奪つていふので、「~~賄賂~~見合」と「~~買収~~」
してゐる。

(2) 2ヶ月前の4月頃、(東武東上線)池袋駅で、お父さんとお母さんとお母様とにお父さん。

7. 「戦時体制下の日本」というテーマには、見解見聞の対価的関係にある
戦時体制が、その後の発展の前提的戦時体制を形成した第2国内にある。
戦時体制を日本国連の行方というものは、その本質である。

1. 2本を前牛に702冊を、両部共150万冊を42巻に716、2冊を
 夏部議員採用読書家の問題と^二本の^一東洋本に2冊を以て貸与
 見出しにそのであす。 ~~2本の~~^二本の^一東洋本の2冊を以て夏部議員
 採用読書家の青年専攻といふ学術義務と^二学道^一に2冊にばならない
 事項に能くして行つてそのであり、明らかに素 学術義務違反で
 あるといふ。しかし、両部の結果は採用読書家義務に對してはなかつた。

スレートの取替作業の必要量の算出には、地中に静置したウレタン系と比べて、以下が原因で、十分な効果は得られず、結果的に得られにくいこと、
宇都宮市静に適用して検討していただければ幸いです。そのため、市静に適用の

[illegible]

(3) 附註、發行者收買有価証券の旨を記載する旨あり。

不違法郵政事務者，責郵政事務者，其說以爲。 加重收賄

4. 572. 角田正、常記既具有罪^の成立可^き。

第2、20罪責(2742)

①、共犯、2人^{以上}の者が、共同に、同一の犯罪を、実行し、既遂したとき、主犯と従犯とに分けて、業務上横領罪(267条)が成立する。なお、背任罪(247条)の成立も同様である。

(1) P、Q、~~R、S~~ A中有 本件重は、AがPの面を素付
 の面には、R、Sの面を素付。

イ. 上記「占有」が2社あるに於いて、本件において2社^{1社}は高校の副理事を角野理夫に任命し、理事として高校長の言頭備「管理」を権限が与えられていた。しかし、業務物品^{の処分}に関してはA理事会の承認が必要であった。そこでAの承認が必要ならば、2社は~~強て~~自由に2社間の木部限を有するにすぎないため、一定の程度で木部限を肩代わりしている。したがって、本件上乗配していることと、「占有」が認められる。

⁵⁶¹ 2の「占有」はAの専断支配関係に基づき、反復継続してこれをその物として、「専断と自己占有あり」といえる。

7. 以上「積録」が、「北以子」。

(7) 横領とは、不法領得・故意を現する一切の行為を
 いう。このうち不法領得・故意とは、他人の物の占有者
 である者から不正に奪うこと、その物に及ぶ権限が乏しいこと、
 その物の用途に依り、その物を及ぶ権限が乏しいこと、

(第 問)

Let p^{α} be any prime power dividing n .

(2) ~~(再)~~ 達法性阻却事由七、貴部阻却事由七意思のりたない。

(3) 以上の二点より、 212 是増殖有罪に成立す。

[illegible]

第2、甲の罪責に於ては、

1. 甲) 20年産の生糸卸に比べて、業市上履金銀の足高は同正比
(60年-25年)が成立する。

シテ、甲は、深見行爲に於て「乙」の、其書集英國出版が成立するが故に同題
乙とす。

答、(1) 其共同犯の一部実行全部責任が課せられるのは、相互に他人
行為を利用補充合して特定の犯罪を果現したときである。✓

このため、大同工化社ではいえずには、①失謀、②失言に基き
果行行爲に必要といふ。①は7月10日、東京連絡と、正色性から
判断されず。更に正色性より重要な被害の因果に依りて判断
した。

謀議

(二) 本事件に於ては、甲は乙の計画に従って乙の指示に従って連絡を取った。よって、本件計画は、甲が高校生の頃から計画を立案・実行したと認められる。乙は計画を実行するにあたって、計画書を作成し、甲に渡している。甲は乙の計画に従って行動している。このことから、甲は乙の本件犯罪に犯す意思があり、乙も甲の計画に従って行動している。よって、甲乙は本件犯罪に犯す意思があり、乙も甲の計画に従って行動している。よって、甲乙は本件犯罪に犯す意思があり、乙も甲の計画に従って行動している。

~~その時~~、王仁は己満に其書に云ふ(①)是。

元々、二つは舞臺に於いて、Zの事件が犯罪を演じてゐた時、其結果
が又、原形が現れた時(○)である。

(3) $C_1 = P_1^{\alpha} \cdot Z$, 甲、乙、丙、丁四家企业同时成立可办。 OK

(4) LPLC には、通常の理事として、高校の設備を管理する権限を有していたため、業務上横領罪に該当せず、甲は A として任じられていた。上意と権限とを有していた。

業務上合意を合意罪は、开復正身犯に於て。21才身犯であり、
の身犯に非身犯の間に於て。65才未満に於て、非身犯
に、通常所定の量に於て。

①「レ」は、甲に於て、横領罪(第2条)の限度及び同法が成立する。

3. 5.2. 甲以上の横断罪の共同犯(60条, 25条)が成立する。
14 共謀の射程・共犯と錯誤 以上

15
問 現 在 講 話 的 是
誰 呢 ？

賄賂